

第 号
平成 年 月 日

殿

公立学校共済組合岡山宿泊所
支配人 

申出に係る決定期間の延長通知書

平成 年 月 日付けで申出がありました個人情報の（利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止）については、公立学校共済組合個人情報保護規程第 21 条第 2 項の規定により次のとおり決定期間の延長をしましたので、通知します。

個人情報の内容	
公立学校共済組合個人情報保護規程第 21 条第 1 項の規定による決定日	平成 年 月 日
延長の決定期間	平成 年 月 日
延長した理由	
問い合わせ先	公立学校共済組合岡山宿泊所 電話番号 086-232-0511
備 考	

【参照条文】公立学校共済組合個人情報保護規程
第21条 保有機関は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
（中略）
2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（訂正等、利用停止等及び第三者提供停止にあつては、特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）を上限として延長することができる。この場合において、当該保有機関の長は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。